

【文京区】区が利息を全額負担、信用保証料を最大30万円補助

現下の経済変動に対応するための特別融資

文京区融資あっせん制度における〈現下の経済変動に対応するための緊急資金〉、〈現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金〉の利息は、**区が全額利子補給**しています。さらに、当該資金で融資を受けられた方に対して、信用保証協会へ支払われた**信用保証料の一部を補助**します。

現下の経済変動に対応するための緊急資金

- 資金使途 運転資金
- 融資限度額 1,500万円以内
- 返済期間 8年以内（元金据置24か月以内を含む）
- 契約利率

契約利率	区・利子補給率	本人負担
1.7%	<u>1.7%</u>	0%

現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金

(事業の多角化や業態転換に取り組む区内中小企業向けの融資制度)

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 2,000万円以内
- 返済期間 8年以内（元金据置24か月以内を含む）
- 契約利率

契約利率	区・利子補給率	本人負担
1.7%	<u>1.7%</u>	0%

現下の経済変動に対応するための特別融資の対象要件

※次のいずれかに該当することが必要です。

- (1)申込日を基準とした直前3か月間または1年間の売上高または営業利益が前年同期に比べ15%以上減少していること
- (2)区内で創業して1年未満の場合、申込日を基準とした直前1か月間の売上高または営業利益と直前1か月間を含む直前3か月間の平均を比べ減少していること

※「直前」とは、「前月」又は「前々月」のことをいいます。

※(1)(2)のほか、文京区中小企業向け融資あっせん制度の申込み要件を満たしている必要があります。

詳細は、区ホームページやご案内パンフレットをご確認ください。

※信用保証協会による保証が必要となります。

信用保証料補助金

東京信用保証協会に支払った信用保証料の実額を補助します。（上限30万円）

※信用保証料補助金は、現下の経済変動に対応するための特別融資それぞれの資金において1事業者につき1回のみ申請可。

※融資あっせん及び信用保証料補助金の申請方法等の詳細については、区ホームページやご案内パンフレット等をご確認ください。

融資あっせん申込み・お問い合わせ先

東京商工会議所文京支部（文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階）
月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分 ☎ 03-5842-6731

信用保証料補助金申請書提出先・お問い合わせ先

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階
文京区 経済課 産業振興係 ☎ 03-5803-1173 / FAX 03-5803-1936
月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分